大阪市水道 PFI管路更新事業等

優先交渉権者選定基準

令和2年10月 大阪市

目次

第 1	選	選定基準の位置付け及び考え方	· · · · · ·	1
1	優	憂先交渉権者選定基準の位置付け		1
2	評	平価の基本的な考え方		1
第2	優	憂先交渉権者選定の方法		2
1	選	選定方法の概要		2
2	優	憂先交渉権者選定の体制		2
3	審	客査の手順		3
第3	資	資格審査	4	4
1	概	既要	4	4
2	確	館認事項	4	4
第4	事	事業提案審査		5
1	概	既要	[5
2	提	是案方法	!	5
	(1	[) 明確な表現について	!	5
	(2	2)その他留意事項	(6
3	評	平価方法	(6
	(1	1) 体制及び技術等に関する評価(160点/200点)	(6
	(2	2) 価格評価(40点/200点)	′	7
別表	提	是案項目と評価の視点	8	8
別紙	1	本事業期間における事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15	3
別紙	2	口径別原単位に基づくベース単価	14	4
別紙	3	断水リスクの低い耐震管路網を構築する路線選定の評価	10	6

第1 選定基準の位置付け及び考え方

1 優先交渉権者選定基準の位置付け

本優先交渉権者選定基準(以下「選定基準」という。)は、大阪市(以下「市」という。)が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)及び水道法(昭和32年法律第177号)に基づく水道施設運営権の活用による、大阪市水道PFI管路更新事業等(以下「本事業」という。)を実施するにあたり、学識経験を有する者等により構成された大阪市PFI事業検討会議(以下「検討会議」という。)からの意見を受けつつ、市が本事業を実施することが適当と認める民間事業者(以下「優先交渉権者」という。)を選定する方法及び評価方法等を示すものであり、「大阪市水道PFI管路更新事業等募集要項(以下「募集要項」という。)」と一体のものである。

なお、選定基準において使用する用語の定義は、本文中に明示されているものを除き、募集要項に定めるところによる。

2 評価の基本的な考え方

市は、応募者の水道事業等に係る実績を勘案し、応募者が本事業の基本方針の趣旨を十分に理解したうえで、募集要項、要求水準書(案)及びモニタリング計画(案)の各事項を満たし、かつ事業運営及び体制構築等に関し、本事業を実施するための高度な能力を備える等、経営の持続性を担保しつつ確実で効率的な本事業の実施が見込まれる提案を高く評価する。

第2 優先交渉権者選定の方法

1 選定方法の概要

市は、本事業の優先交渉権者の選定にあたって、競争性の担保及び透明性、公平性の確保に配慮したうえで、民間事業者の幅広い能力、ノウハウ、実施体制等を総合的に評価する、公募型プロポーザル方式により行う。

優先交渉権者の選定は、募集要項に示す参加資格の要件に係る充足を確認する「資格審査」と、資格審査を合格した者(以下「資格合格者」という。)が競争的対話等を踏まえて提出した事業提案書を審査し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する「事業提案審査」の二段階に分けて実施する。

2 優先交渉権者選定の体制

優先交渉権者の選定にあたっては、専門的知見及び評価の客観性を担保するため、 市は、検討会議の意見を踏まえたうえで、優先交渉権者を決定する。

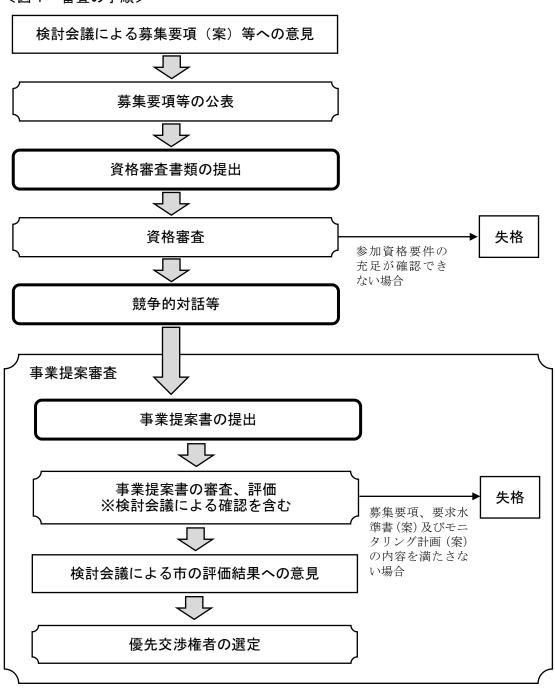
検討会議は、事業提案審査において応募者の提案内容を確認し(プレゼンテーションに参加)、優先交渉権者の選定等について市に対し意見を述べる。

3 審査の手順

審査は、図1の手順で実施することとし、各審査の結果等については、応募者へ個別に通知する。

なお、競争的対話等の詳細(日時、場所、方法等)については、資格合格者へ個別 に通知する。

<図1 審査の手順>



第3 資格審査

1 概要

市は、応募者から提出される資格審査書類を基に、募集要項に示す参加資格要件の充足を確認する。参加資格要件の充足が確認できない応募者は、失格とする。

2 確認事項

市は、表1のとおり各事項を確認する。各様式については、作成要領及び様式集に 則ること。

<表1 資格審査の確認事項>

確認事項	提出書類
応募者の構成	・【様式4】公募参加申込書
	・【様式5-①】応募者の名称等
	・【様式6】公募参加申込等に関する委任状
	※必要に応じて提出
	・【様式5-②】応募アドバイザーに関する誓約書
	・【様式5-③】応募アドバイザーにおける情報管理に関
	する誓約書
応募者の資格要件	·【様式7】参加資格確認申請書
応募者の実績要件	・【様式8-①】代表企業の資格要件を証する書類
	・【様式8-②】構成企業に求められる実績を証する書類

第4 事業提案審查

1 概要

事業提案審査は、資格合格者から提出された事業提案書の審査及び評価を行ったうえで、優先交渉権者を選定するものである。

市は、資格合格者のうち事業提案書を提出する者(以下「本審査参加者」という。) の提案内容が募集要項、要求水準書(案)及びモニタリング計画(案)の充足等を含めて、運営体制、収支計画及び実施計画が適切なものになっているか、経営の持続性を担保しつつ確実で効率的なものになっているか等について、事業提案書及びプレゼンテーション(質疑応答を含む。)を基に、審査及び評価を行い、検討会議からの意見を踏まえたうえで優先交渉権者を選定する。

2 提案方法

本審査参加者は、市との競争的対話等を経たうえで、作成要領及び様式集に則り、本事業を効率的に遂行できる具体的な実現手法、根拠等を示しつつ、本事業期間全体の施工体制を含む運営体制及び利用料金按分率の提案内容を踏まえた収支計画等を含めた、本審査参加者が想定する事業の実施計画に基づく事業提案書を作成し、市へ提出することとする。

(1)明確な表現について

別表の各提案項目においては、事業期間中においてその実施の要否につき客観的かつ一義的に判断できるようにするため、本審査参加者は、その実施を保証するか否かにつき明確な表現をもって記載することとする**。また、一定の条件を満たす場合にのみ実施を予定する施策である場合、その旨を明記することとする。

なお、市は、特段の条件を設けず実施する施策については、一定の条件を満たす 場合にのみ実施を予定する施策及び実施を保証しない施策よりも高く評価する。

※例えば、文脈上別意に解すべき場合を除き、「実施する」、「行う」、「対応する」等の表現については、実施を保証する表現と判断し、「めざす」、「検討する」等の表現については実施を保証する表現とは判断しない。

(2) その他留意事項

市へ提出する事業提案書について、本審査参加者の名称(コンソーシアム又は構成企業の名称を指す。)は、正本のみに記載し、それ以外については、本審査参加者の名称及び名称を類推できるもの(ロゴマークの使用等を含む。以下同じ。)を記載しないこととする。本審査参加者以外の、本事業に関する受託者等と予定している再委託先等の名称及び名称を類推できるものも同様とする。

3 評価方法

市は、次のとおり提案内容を評価する。なお、(1)及び(2)の合計得点が同点となった本審査参加者がいる場合、(1)の得点が高い順に順位を付す。さらに同点となった場合は、(1)のうち別表中「2 PFI管路更新事業の具体的な実施計画」、次いで「1 事業運営方針及び事業実施体制」の合計得点が高い順に順位を付す。

(1) 体制及び技術等に関する評価(160点/200点)

市は、本事業の実施体制及び技術等に関する提案内容への評価について、別表の 提案項目ごとに挙げた評価の視点を考慮し、別紙3にて評価する項目を除き、その 程度に応じて表2に基づき採点を行う。

本審査参加者は、募集要項、要求水準書(案)及びモニタリング計画(案)の各事項を満たしたうえで提案を行うこととし、提案項目(小分類)のうち、「E」の評価を一つでも受けた本審査参加者は、事業提案審査を失格となる。

提案項目ごとに採点者の得点の平均点を算出し、平均点を合計したものを得点結果とする。なお、得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

<表2 採点基準>

評価	評価内容	採点基準
A	Bの評価に加え、提案内容が優れている	配点×1.0
В	Cの評価に加え、提案内容が客観的な指標・検証・実績等 に基づき、効果等の根拠を明確に示している	配点×0.85
С	Dの評価に加え、提案内容が具体的で、効果を期待できる	配点×0.7
D	要求水準等を満たしている程度	配点×0.6
Е	要求水準等を満たしていない	失 格

(2) 価格評価(40点/200点)

市は、本審査参加者が、価格評価を受けるため提案する本事業期間における事業 費(以下「事業費」という。)と口径別原単位に基づき市自らが算定するベース単 価(以下「ベース単価」という。)を用いて価格評価を行う。

事業費の詳細は別紙1に、ベース単価の詳細は別紙2に示す。

価格評価において、事業費及びベース単価は、以下の考え方に基づき、得点化する。

得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

ア 市が示す上限額に基づく評価(24点/40点)

事業費及びベース単価は、別紙1及び別紙2に示すそれぞれの上限額を上回らないものとする。

これら2つの上限額をともに下回る提案には、40点中24点を配点することとし、 いずれか一方でも上回る提案は、失格とする。

事業費の上限額を下回りかつベース単価の上限額を下回る提案・・・24点

イ ベース単価による評価 (16点/40点)

ベース単価については、市が示す上限額を、より圧縮できている提案を評価するものとし、具体的な採点方式は、以下の計算式による。

なお、ベース単価による評価の得点は16点を上限とする。

評価点 =

16点 × (1 - 提案ベース単価 ÷ ベース単価の上限額) ÷ 0.15

別表 提案項目と評価の視点

本審査参加者は、募集要項、要求水準書(案)及びモニタリング計画(案)の各事項を全て満たすことを前提としたうえで、作成要領及び様式集に則って事業提案書を作成する。

そのため、本審査参加者が次表の提案項目において、客観的な根拠(提案内容をなぜ 実施できるのか、どのように実施するのかに係る理由、実績、資格、具体的な指標・数 値等)をそれぞれ明確に示しているかが評価の視点となる。

提案項目		提案項目	評価の視点	
大	中	小	B I IIM ∧ > DEV	
1	1 事業運営方針及び事業実施体制		40	
	(1)	本事業の目的、要求水準	生の理解	5
		ア 事業運営の全体	● 本事業の目的及び要求水準書(案)を十分に理解	
		方針	したうえで、適切な事業運営方針となっている	
			か。	
	(2)	コンソーシアム構成企業	業の役割、責任分担、出資構成等	15
		ア 各構成企業の役	● コンソーシアム各構成企業の役割や出資構成等	
		割分担及び出資構	が本事業を確実に遂行できるよう、明確かつ適	
		成、SPCの体制、	切に定められているか。	
		業務責任者の配置	● 本事業を実施するSPCの体制(管理部門、マネ	
			ジメント体制等) やアウトソーシング先との協	
			業体制が、本事業を確実かつ効率的に実施でき	
			る具体的な体制となっているか。	
			● 人材確保に関する考え方及び具体的手法が効果	
			的かつ実現可能で、事業期間を通じた体制の維	
			持が可能なものとなっているか。	
			● 各業務責任者が要求水準書 (案) で定める要件を	
			満たし、適切に配置される計画になっているか。	
		イ 人材育成と技術	● 教育・訓練計画が市の取組みを十分理解したう	
		力の確保	えで、効果的かつ具体的なものになっているか。	
	(3)	事業収支、経営リスクイ		15
		ア 事業収支(収支計	● 収支計画が他の提案内容と整合しており、かつ、	
		画)	事業費における工事費と経費の区分や工事費の	
			基となる口径別単価が、市水道局の過去の収支	
			実績に照らし、事業期間を通じて、妥当かつ信頼	

提案項目		提案項目	評価の視点	配点
大中小		小	計価のため	配点
			できる合理的なものとなっているか。	
			● 事業報酬や想定される事業費変動リスクへの対	
			応を見込んだうえで適切なものとなっている	
			か。	
			● 具体的な執行管理、原価管理方法となっている	
			か。	
		イ 経営リスクへの	● 資金調達計画・方法が本事業スキームを踏まえ	
		対応(資金調達、事	た、安定的なものであるとともに、想定される金	
		業継続)	利変動リスクへの対応を見込んだうえで適切な	
			ものとなっているか。	
			● 事業継続が困難となった場合の対応策が適切な	
			ものとなっているか。	
	(4)	SPCの企業統治及び社	社会貢献 -	5
		ア 内部統制体制の	● 内部統制体制、個人情報保護、地域との共生、情	
		構築、地域との共生	報公開及び環境対策等に係る方針や具体的手法	
		と情報公開、環境対	が、市の取組みを十分に理解したうえで、市水道	
		策	事業の一翼を担うにふさわしいものとなってい	
			るか。	
		イ 調査研究と技術	● 管路更新の計画・設計・施工全般に関する、調査	
		開発への対応	研究・技術開発の取組方針及び実施体制並びに	
			新技術の導入方針が適切なものとなっている	
			か。	
2	PΕ	「[管路更新事業の具体的	りな実施計画	90
	(1)	計画業務に対する考え	方と計画・体制 <配水管更新計画>	30
		ア 配水管更新計画	● 配水管更新計画が要求水準書(案)の定量的指標	
			の達成を満たしているか。	
			● 断水リスクの低い耐震管路網を構築する計画と	
			なっているか。	
			【テンプレートにより評価(別紙3参照)】	
		イ 計画業務の執行	● 計画業務について、市との連携に十分配慮しつ	
		体制	つ、円滑な執行が見込まれる業務執行体制が提	
			案されており、業務経験や資格等により、その技	
			術的な裏付けが示されているか。	
		ウ 路線選定手法	● 要求水準を満たしつつ、早期に管網の信頼性を	

提案項目		提案項目	部 ケッヤー	## +
大中小		小	評価の視点	配点
			強化できる路線選定手法が提案されているか。 重要給水施設に至る路線を優先した耐震化、消防水利の確保、老朽化対策の観点を踏まえた路線選定手法が提案されているか。	
	(9)	乳計業数に対する老う。		20
	(2)	設計業務に対する考えるアー設計業務の執行体制	● 設計業務について、市及び設計実施者との連携 に十分配慮しつつ、円滑な執行が見込まれる業 務執行体制及び高い設計品質管理を実現するた めの照査体制が提案されており、業務経験や資 格等により、その技術的な裏付けが示されてい るか。	30
		イ 設計実施者の選 定	 計画した事業量を着実に履行するために必要な技術を有する設計実施者の投入に係る計画概要と、その実現に向けた裏付けが示されているか。 過去に実績のある市内事業者を優先的に選定する等、大阪市中小企業振興基本条例の趣旨を勘案した選定の考え方が提案されているか。 求められる設計性能・設計品質を確実に履行できる者を選定できる、価格・実績・技術力等を総合的に勘案した選定方針が提案されているか。 	
		ウ 管材料等の選定	● 市が現在導入している管材料等と同等以上の耐震性、耐久性、耐食性及び維持管理性を有するものを選定することが提案されているか。	
		エ 工法の選定	● 高密度な市街地内施工を踏まえた、合理的かつ 市民生活への影響の軽減に配慮した工法選定の 考え方が提案されているか。	
		才 施工実施者の選 定	 計画した事業量を着実に履行するために必要な施工能力・施工管理能力を有する施工実施者の確保策及び投入に係る計画概要、並びにその実現に向けた裏付けが示されているか。 過去に実績のある市内事業者を優先的に選定する等、大阪市中小企業振興基本条例の趣旨を勘案した選定の考え方が提案されているか。 設計で規定した性能・品質による工事施工を確 	

提案項目		提案項目	証 体の担 占	二上
大	中	小	評価の視点	配点
			実に履行できる者を選定できる、価格・実績・技	
			術力等を総合的に勘案した選定方針が提案され	
			ているか。	
	(3)	施工業務に対する考え	方と計画・体制	30
		ア 施工業務の執行	● 施工業務について、市及び施工実施者との連携	
		体制	に十分配慮しつつ、円滑な現場施工並びに、十分	
			な施工監理が実施できる施工体制が提案されて	
			おり、業務経験や資格等により、その技術的な裏	
			付けが示されているか。	
		イ 重要管理点	● 施工業務における危害要因(ハザード)の抽出、	
			分析を行い、管理する手法が提案されているか。	
		ウ 施工監理	● 工事を適正に実施するための施工管理基準が定	
			められているか。	
			● 工事を適正に実施するとともに、着実な事業進	
			捗を図るための施工監理方法が提案されている	
			_ঠ ა _。	
			● 運営権事業に対して市民の理解及び信頼の獲得	
			が期待できる丁寧な地元調整・工事PR・市民対	
			応の方法が提案されているか。	
		エ ICTの活用	● 適切な施工監理を行うためのICTの導入、活	
			用が積極的に行われているか。	
3	適正	とな業務品質の確保を担係	呆する取組み	20
	(1)	セルフモニタリング計画	画	20
		ア実施体制	● 全体方針、実施体制、体制図、責任者は、要求水	
			 準の充足を確認するために、合理的かつ十分な	
			ものとなっているか。	
		イ実施方法等	● 要求水準の充足の確認方法(確認項目、確認方	
			法、頻度、確認者等)、重点確認項目が明確に示	
			され、要求水準の充足を確認できるものであり、	
			PDCAの役割を果たしているか。	
			● 定量的指標の進捗管理の方法、進捗遅延に対す	
			る予防策や対応策が、具体的に示されており、効	
			果が期待できるものとなっているか。	
			● 要求水準未達時の是正措置への対応方法が、具	

提案項目		提案項目	375 for a 411 le	
大	中	/小	評価の視点	配点
			体的に示されており、適正かつ速やかなものと	
			なっているか。	
			● セルフモニタリング結果の公表に関する方針、	
			内容、頻度、方法等が具体的で、十分なものとな	
			っているか。	
4	災害	言時の対応		5
	(1)	市域内外での地震等災害	事発生時における、市への協力及び事業継続措置	5
		ア 災害時の管路復	● 本市被災時に、市内断水地域の早期解消に向け	
		旧支援体制	た、「水道管復旧体制」が迅速に構築され、かつ、	
			実効的なものとなっているか。	
			● 被災した他水道事業体から市に対し支援要請が	
			あった際に速やかに対応するための「水道管復旧	
			体制」が迅速に構築され、かつ、実効的なものと	
			なっているか。	
		イ 被災により本事	● 運営権者自らが被災し本事業実施を一時的に不	
		業実施が一時的に	能となった場合にも、本事業を継続して実施でき	
		不能となった場合	るバックアップ体制となっているか。	
		のバックアップ体		
		制		
5	管路	8更新事業の広域展開に向	句けた体制構築	5
	(1)	他水道事業者等の水道管	管更新等業務への対応	5
		ア 広域化への対応	● 改正水道法や市の取組みの趣旨を理解した、広域	
			的な水道管更新に関する業務の遂行を踏まえた	
			方針となっているか。	
6	価格	· 各評価		40
	(1)	市が示す上限額に基づく	く評価及びベース単価による評価	40
(別紙1及び2参照)			40	
			合計点	200

別紙1 本事業期間における事業費

(1) 事業費の構成

本事業期間における事業費は、募集要項第4-3-(4)に示すとおり、一切の 経費額に一部負担金額を加えたもので構成される(詳細な構成のイメージは、市が 別途示す「利用料金按分率計算書」参照)。

市水道局の過去の収支実績や提案書記載の計画延長及び管理体制等に照らし、事業費における工事費(募集要項第4-3-(1)に示す一切の経費額のうち配水管更新工事費に基づき事業期間中に運営権者側で計上する無形固定資産の減価償却費相当額に一部負担金額を加えたもの)と経費(募集要項第4-3-(1)に示す一切の経費額から、配水管更新工事費に基づき事業期間中に運営権者側で計上する無形固定資産の減価償却費相当額を除いたもの)の区分や、当該工事費と経費に係る収支計画の数値が、合理的な理由なく著しく不適切に乖離している場合、また、工事費の基となる口径別単価(募集要項第4-3-(4)に示す口径別単価)が、一部の口径に極端に偏重するなど、合理性に欠けた金額設定となっている場合は、別表の提案項目「1-(3)事業収支、経営リスクへの対応」において、要求水準未達と評価することがある。

(2) 事業費の上限額

本審査参加者が提案する事業費の上限額は、375,000,000,000円(税込)とする。 なお、上記の事業費の上限額は工事費と経費を含んでおり、特定事業に附随する 業務(給水管接合替や鉛給水管の取替等の給水管整備、消火栓の設置に係るもの) に要する費用は含まない。

別紙2 口径別原単位に基づくベース単価

(1) 口径別原単位に基づくベース単価

口径別原単位とは、口径200mmの配水管布設替に係る工事費を1.00とした場合に おいて、市が把握する実績に基づき設定する各口径別の配水管の布設替及び撤去の みの工事費単価(仕事量)を指す。

また、ベース単価とは、別紙1に示す本審査参加者が提案する事業費及び本審査 参加者が計画する口径別整備延長に基づき、以下の算定方法により算出される、口 径200mmの配水管布設替1キロメートル当たりの工事費単価を指す。

市は、本事業における価格評価の方法として、当該ベース単価を用いて評価する。

【ベース単価の算定方法】

- ① 市は、市が把握する実績に基づく口径200mmの配水管の布設替にかかる工事費 単価1.00を基準とし、当該基準に基づき、口径別原単位(A)を設定する
- ② 本審査参加者は、事業提案書において、口径別単価及びそれを基礎とする事業 費(D)を提案するとともに、配水管の布設替及び撤去のみに係る口径別整備 延長(B)も示す
- ③ 市は、口径別原単位(A)に口径別整備延長(B)を乗じることで、口径別の整備量(C)を計算する
- ④ 市は、本審査参加者が提案する事業費(D)を口径別の整備量(C)の合計で除することで、ベース単価(億円/km)を算出するただし、ベース単価算出の際は、小数点第5位以下を四捨五入し、小数点第4位までを求める

<口径別原単位表>

□ 4 又 (mm)	口径別原単位(A)		
口径(mm)	布設替	撤去のみ	
Ф75	0. 79	0. 29	
Ф100	0. 84	0. 31	
Ф125	0. 84	0. 31	
Ф150	0. 93	0. 34	
Ф 200	1.00	0. 36	
Ф 250	1.00	0. 36	
Ф300	1. 26	0. 45	
Ф350	1. 26	0. 45	
Ф400	1. 83	0. 90	
Ф 450	1. 83	0. 90	
Ф 500	1. 87	0. 98	
Ф 600	2. 37	1. 17	
Ф700	2. 88	1. 31	
Ф800	2. 91	1. 38	
Ф900	2. 96	1. 53	
Ф1000	3. 44	2. 28	
Ф1100	3. 74	2. 35	
Ф1200	4. 13	2. 44	
Ф1350	5. 07	2. 79	
Ф1500	6. 09	3. 71	
Ф 2000	8. 53	4. 34	

【ベース単価算出式】

ベース単価(億円/km) = 事業費(D) ÷ (口径別の整備量(C)の総和)

(2) ベース単価の上限額

本審査参加者が提案するベース単価の上限額は、1.8910億円/km(税込)とする。

別紙3 断水リスクの低い耐震管路網を構築する路線選定の評価

要求水準書(案)第3-3-(2)-アの要求事項である、断水リスクの低い耐震管路網の構築を達成する更新路線の選定にあたっては、市が別途提供するテンプレートを使用するものとする。

具体的には、本審査参加者は、当該テンプレートを使用して、自ら選定した路線を更新した際の地震時における断水リスク得点を算出する。市は、当該リスク得点を用いて路線選定の評価を行う。なお、断水リスク得点の算出は、テンプレートに基づき、小数第1位を四捨五入し、整数とする。

また、提案にあたっては、選定した更新路線の口径、管種、管路機能別の延長及びテンプレートの算出結果を市に提出するものとする。なお、市に提案した当該の更新路線の口径、管種、管路機能別の延長は、本運営事業における事業計画書に反映させるものとする。

ア 市が示す達成基準に基づく評価(12点/20点)

断水リスク得点は、3,441を上回らないものとする。これを満たす提案には、20点中、12点を配点することとし、これを満たさない提案は、失格とする。

イ 断水リスク得点による評価(8点/20点)

断水リスク得点の評価にあたり、市が示す達成基準以上に管路更新に伴う断水リスク低減効果が大きい提案を評価するものとし、具体的な採点方式は、以下の計算式による。

なお、断水リスク得点による評価の得点は、8点を上限とする。また、得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

評価式 = 8点×(3,441- 提案の断水リスク得点)÷579